

平成19年第2回宇都宮市公平委員会

日 時 平成19年7月4日（水）午前10時00分
場 所 宇都宮市役所14階 14D会議室

平成19年第2回宇都宮市公平委員会次第

- 7月4日（水）午前10時00分 宇都宮市役所14階 14C会議室
- 開会
- 議事録署名委員の指定
- 日程第1 議案第5号 宇都宮市教職員協議会の登録事項の変更について
日程第2 議案第6号 宇都宮市職員労働組合の登録事項の変更について（役員改選）
日程第3 議案第7号 宇都宮市職員労働組合の登録事項の変更について（規約改正）
- 閉会
- その他

議案第5号

宇都宮市教職員協議会の登録事項の変更について

宇都宮市教職員協議会の登録事項を届出どおり変更する。

平成19年7月4日提出

委員長 白井裕己

職員団体登録事項変更届 別紙のとおり

(写)

(議案第5号別紙)

登録事項の変更届

平成19年 6月 4日

宇都宮市公平委員会 様

宇都宮市教職員協議会

会長 坂本 俊士



職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき、次のとおり登録事項の変更を届け出ます。

1. 変更事項 別紙(1)のとおり

2. 変更の事由

(1) 役員の変更 規約第20, 21条に基づく役員の改選

3. 変更の事由が生じた日

平成19年5月27日



役員選出証明書

公示日	平成19年4月13日	組合員総数	1,963	投票者数	1,307
投票日	平成19年4月27日	投票場所	会員の所属する各学校		
連合体で代議制 によった場合	有権者 の範囲		有権者 総数		投票者 総数

本団体の役員は構成員の全員が公平に参加する機会を有する直接かつ機密の

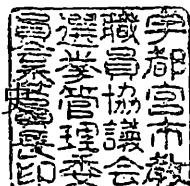
投票により、投票者数の過半数で選出されたことを証明します。

平成19年5月27日

宇都宮市教職員協議会

平成19年度選挙管理委員長

数又 正

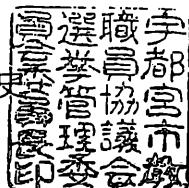


平成19年4月13日

学校理事各位

宇都宮市教職員協議会選挙管理委員会

委員長 数又 正史



平成19年度 宇都宮市教職員協議会役員選挙公示について

このことについて、別紙の通り公示しましたので、貴校会員への周知
方よろしくお願ひいたします。

なお、本会役員の立候補に関する所定の届け出用紙は、宇都宮市立豊
郷北小学校（選挙管理委員会事務局）にございますのでご請求ください。

また、立候補の締切は4月20日（金）午後4時までとし、選挙管理
委員会事務局（宇都宮市立豊郷北小学校 斎藤正美）必着にて提出され
るようお願いいたします。

なお、遅送が遅れる場合もあるようです。緊急の場合はFAX（豊郷
北小 事務局 665-0244 宇教協専用）でお知らせください。

記

1. 立候補受付開始 平成19年4月17日（火）

2. 立候補受付締切 平成19年4月20日（金）午後4時まで

平成19年4月13日

平成19年度 宇都宮市教職員協議会役員選挙公示

平成19年度の本会役員選挙を本会規約第20条・21条及び役員選挙規則のさだめるところにより下記によって行いますので、公示いたします。

宇都宮市教職員協議会選挙管理委員会

記

1. 選挙期日 平成19年4月27日（金）
2. 役員及び人数
 会長 1名
 副会長 4名
 事務局長 1名
 事務局次長 4名
 監事 3名

宇都宮市教職員協議会規約

第1章 総 則

第1条 この会は宇都宮市教職員協議会といふ。

第2条 この会の事務局を会長指定の学校内におく。

第3条 この会は、教職員が教育に専念し、教育効果を高めるため、教職員の勤務条件の改善をはかり、宇都宮市教育の振興に寄与することを目的とする。

第4条 この会は、目的達成のためにつきの事業を行う。

- 1 教職員の勤務条件の改善に関すること
- 2 教職員の福利厚生に関すること
- 3 宇都宮市教育の振興に関すること
- 4 他の教育諸団体との連絡提携に関すること
- 5 その他目的達成に必要なこと

第2章 組 織

第5条 この会は、宇都宮市立小・中学校に勤務する教職員（地方公務員法第52条第3項ただし書きに規定する管理職員等を除く）をもって組織する。

第6条 この会は、必要に応じ部会を設けることができる。

第3章 機 関

第7条 この会に決議機関として総会、評議員会を、執行機関として理事会、常任理事会をおく。

第8条 総会は、最高決議機関で、毎年1回開き、会長がこれを招集する。

臨時総会は、評議員会の要求があつたとき、または理事会で必要と認めたとき、会長がこれを招集する。

第9条 総会は、全会員で構成し、次のことを決める。

- 1 規約の改正に関すること
- 2 予算の決議、決算の承認に関すること
- 3 会の事業に関すること
- 4 会の解散に関すること
- 5 他の団体への加入および脱退に関すること
- 6 その他必要な事項

第10条 評議員会は、総会につぐ決議機関で、必要に応じ会長が招集する。

第11条 評議員会は、所属する学校の会員が平等に参加し、直接かつ秘密投票による多数決で選挙された評議員によって構成する。

評議員は、各学校ごとに1名とし、30名を越えるごとに1名を増すものとする。

第12条 評議員の任期は1年とし、再選を妨げない。

第13条 評議員は、次のことを決める。

- 1 総会より委任された事項
- 2 緊急事項
- 3 予算の更正
- 4 規則、細則

第14条 理事会は、監事を除くその他の役員をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

第15条 理事は学校単位に1名を選出する。理事の任期は1年とし、再選を妨げない。

第16条 理事会は次のことを執行する。

- 1 総会および評議員会の決議事項に関すること
- 2 総会および評議員会に提出する議案に関すること

第17条 常任理事会は、理事の互選による若干名の常任理事と監事を除くその他の役員をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

第18条 常任理事会は、次のことを執行する。

- 1 会務および緊急事項に関すること
- 2 理事会から委任された議案に関すること

第19条 各会議は構成員の過半数で成立し、議長はその都度会議の構成員の中から選出する。議決は多数決によるものとし、可否同数のときは議長が決めること。

ただし、第9条第1号および第4号から第6号に規定する事案については、構成員の直接、無記名投票による全員の三分の二以上の多数決によって決める。

第4章 役 員

第20条 この会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副 会 長	4 名
事 務 局 長	1 名
事 務 局 次 長	4 名
常 任 理 事	若干名
監 事	3 名

第21条 前条の役員(除く常任理事)は、会員の直接秘密投票により、投票者の過半数の得票を得なければならない。
前項の選挙の手続きは、別に定める。

第22条 役員(除く監事)および監事の任期は1年とし、再選を妨げない。
ただし同一役職継続4年を越えることはできない。

補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、残任期間二分の一未満の場合はこれを行わない。

第23条 役員の任務は次のとおりとする。
会長は会務を掌握し、会を代表する。
副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その代理をする。
事務局長は、会長の指示を受け、会の事務を処理する。
事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その代理をする。
常任理事は、会務を分掌する。
監事は、会計の監査を行う。

第5章 事 務 局

第24条 この会に事務局をおく。

事務局に次の帳簿をおく。

- 1 規 約
- 2 議事記録
- 3 財産目録
- 4 会 計 簿
- 5 会員名簿
- 6 役員名簿
- 7 事業記録
- 8 その他必要な帳簿

第6章 会 計

第25条 この会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。
会費の負担月額は総会で決める。

第26条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 加入・脱退・統制

第27条 この会に加入または脱退しようとする者は、文書で会長に届出ることに

よって効力を生ずる。

第28条 会員で本会の名誉を棄損し、または趣旨に違反する行為があった場合は、評議員会の議決によって除名することができる。

第8章 补 則

第29条 この会の運営に必要な規則、細則は別に定める。

付 記

昭和49年6月15日 一部改正
昭和50年6月7日 一部改正
平成19年5月27日 一部改正

慶弔規定

第1条 会員に弔事があったときは、下記により弔意を表するものとする。

会員死亡の場合は香料5万円を贈る。

第2条 前規定以外で、特に考慮する場合が生じたときには、役員会において処理するものとする。

この規定は昭和50年6月7日より

適用する。

付 記

昭和55年6月7日 一部改正
昭和63年6月4日 一部改正
平成5年5月22日 一部改正
平成19年5月27日 一部改正

宇都宮市教職員協議会役員選挙規則

第1条 この規則は、宇都宮市教職員協議会規約第21条第2項の規定に基づき、本会役員選挙に必要な事項を定める。

第2条 役員選挙は、毎年総会前に行う。

第3条 役員選挙を行うときは、選挙管理委員会をおく。

第4条 選挙管理委員会は、別に定めるところによって選出された選挙管理委員によって構成する。ただし、役員立候補者は選挙管理委員になることはできない。

選挙管理委員の任期は1年とする。

第5条 選挙管理委員会に、委員の互選による委員長を1名おく。

第6条 選挙管理委員会は、次のことを行う。

- 1 選挙の公示
- 2 立候補の受け付け、公示
- 3 投票および開票の立ち会い人、書記の任命
- 4 当選者の確認と発表
- 5 その他必要な事項

第7条 定時選挙の公示は、投票期日前10日までとし、会員に通知する。

第8条 選挙管理委員会は、その選挙当日以外の事務を事務局長に依頼することができる。

第9条 立候補する場合には、決められた立候補届けに所定の事項を記入し、投票期日7日前までに選挙管理委員会に届出なければならない。

第10条 役員に欠員が生じたときは、補欠選挙を行う。ただし、残任期間二分の一以内の場合は行わない。

第11条 補欠選挙は、定時選挙と同じ手続きによって行う。

第12条 選挙は、会員の直接秘密の投票による。

第13条 選挙は、選挙管理委員会の定める投票用紙を用い、無記名によって行う。

第14条 投票所は各学校で、投票用紙を密封して、直ちに選挙管理委員会に送付する。

第15条 開票は、事務局において行い、投票者の過半数を得た者で、得票数の多い者より当選者とする。

ただし得票同数のときは、抽選によって決める。

第16条 立候補者が、定数を越えない場合には、信任投票を行う。この場合投票者の過半数の信任を得なければ当選者とならない。

第17条 この規則の定めるものの外、選挙に関し、必要な事項は、選挙管理委員会で定める。

第18条 規約第19条ただし書きに規定する投票については、本規則第6条第1号および第7条第8条、第12条から第14条までの規定を準用する。

宇都宮市職員団体の登録に関する条例 抄

(規約等の変更又は解散の届出)

第4条 登録を受けた職員団体は、その規約若しくは第2条第1項に規定する申請書の記載事項に変更があつたとき、又は解散したときは、その事由を生じた日から10日以内に、公平委員会にその旨を届け出なければならない。

2 略

3 第1項の規定による届出が規約の変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為に係るときは、それらの行為が法第53条第3項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び投票の結果を証明する書類を添付しなければならない。

地方公務員法 抄

(職員団体の登録)

第53条 略

2 略

3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によって決定される旨の手続を定め、且つ、現実に、その手続によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。但し、連合体である職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によって決定される旨の手続を定め、且つ、現実に、その手続により決定されることをもつて足りるものとする。

4から10まで 略

議案第 6 号

宇都宮市職員労働組合の登録事項の変更について

宇都宮市職員労働組合の登録事項を届出どおり変更する。

平成 19 年 7 月 4 日提出

委員長 白 井 裕 己

職員団体登録事項変更届 別紙のとおり

宇職労選委告示第1号

3月9日に開催された宇都宮市職員労働組合併大会で、宇都宮市職員労働組合の中央執行委員会暫定役員が承認され、この役員は2007年6月27日任期が満了するので、5月16日に開催された2007年度宇都宮市職員労働組合第1回中央委員会で可決された宇都宮市職員労働組合投票規程にもとづき、同規程第7条の規定により役員の一般選挙を次により行う。

2007年6月4日

宇都宮市職員労働組合選挙委員会
委員長 箕輪泰典



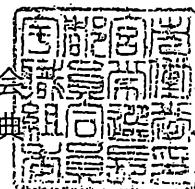
1 選挙の期日	2007年6月18日（月）
2 投票時間	午前8時30分から午後5時15分まで
3 選挙すべき役員の数	
	中央執行委員長 1人
	副中央執行委員長 2人
	書記長 1人
	財政局長 1人
	書記次長 1人
	中央執行委員 9人
	監事 2人

宇職労選委告示第2号

2007年6月18日に行う宇都宮市職員労働組合の役員の一般選挙の開票は、次に
より行う。

2007年6月4日

宇都宮市職員労働組合選挙委員会
委員長 箕輪 泰典



- 1 場所 宇都宮市役所B1中会議室
- 2 日時 2007年6月22日 午後6時00分

宇職労選委告示第3号

宇都宮市職員労働組合役員選挙における宇都宮市職員労働組合選挙委員会告示第1号
の選挙すべき役員の数の監事の数を3人に訂正する。

2007年6月4日

宇都宮市職員労働組合選挙委員会
委員長 箕輪泰



宇都宮市職員労働組合役員選挙告示第5号

2007年6月18日執行の宇都宮市職員労働組合役員選挙について、届出のあった候補者がその選挙における役員の定数を超えないで、宇都宮市職員労働組合投票規程第28条第1項の規定により、信任投票を行う。

2007年6月6日

宇都宮市職員労働組合選挙委員会
委員長 箕 輪 泰



信任投票を行う役員及びその数

- ・中央執行委員長 1人
- ・副中央執行委員長 2人
- ・書記長 1人
- ・財政局長 1人
- ・書記次長 1人
- ・財政局次長 1人
- ・中央執行委員 9人
- ・監事 3人

議案第7号

宇都宮市職員労働組合の登録事項の変更について

宇都宮市職員労働組合の登録事項を届出どおり変更する。

平成19年7月4日提出

委員長 白井裕己

職員団体登録事項変更届 別紙のとおり

(議案第7号別紙)

(写)

職員団体登録事項変更届

宇職労 第87号
2007年6月28日

宇都宮市公平委員会委員長様

宇都宮市職員労働組合
中央執行委員長 森 下



地方公務員法第53条の規定に基づき、別紙のとおり登録事項（規約）の変更を届け出ます。なお、賛否投票の結果は、下記のとおりです。

記

1. 賛否投票証明

告示日	2007年6月11日	組合員総数	1,865名	投票者総数	1,553名		
投票日	2007年6月18日	投票場所	各課室所				
連合体で代議制によった場合	有権者	/	有権者	/	投票者	/	
(賛否投票)							
賛成票	1,519票	反対票	31票	無効票	3票	持帰票	0票

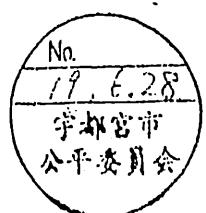
本団体の役員は、構成員の全員が平等に参加する機会を有する、直接かつ秘密の投票により、組合員の過半数で批准されたことを証明します。

2007年6月22日

宇都宮市職員労働組合選挙委員会
委員長 箕輪泰典

2. 変更年月日

2007年6月27日



宇都宮市職員労働組合規約



自治労栃木県本部

宇都宮市職員労働組合

宇都宮市職員労働組合規約

第1章 総則

(名称)

第1条 組合は、宇都宮市職員労働組合という。

(組織)

第2条 組合は、宇都宮市職員及びこれに準ずる者をもって組織する。

(事務所の所在地)

第3条 組合は、事務所を宇都宮市旭1丁目1番5号市役所内におく。

(目的)

第4条 組合は、組合員の自主的団結と相互扶助の精神により、組合員の基本的な人権と自由を守り、労働条件の維持改善と経済的・社会的・文化的地位の向上を図り、市政の民主化と地方自治の実現に寄与することを目的とする。

(事業及び活動)

第5条 組合は、前条の目的を達成するために次の事業及び活動を行う。

(1) 組合員の賃金及び労働条件の維持改善に関するこ

(2) 組合員の教養と文化体育の向上に関するこ

(3) 組合員の相互扶助並びに福利厚生事業に関するこ

(4) 市民のための市政確立に関するこ

(5) 同一目的を持つ団体及び民主的諸団体との連係協力に関するこ

(6) その他目的達成のために必要なこ。

第2章 組合員

第1節 組合員の資格

(組合員の資格と範囲)

第6条 宇都宮市の職員は、組合の組合員となる資格を有する。但し、宇都宮市公平委員会が規則で定める管理職員等に該当する職員を除く。

2 前項の定める職員以外の者で、次の各号に掲げる者は組合員となる資格を有する。

(1) 組合に勤務する書記及びその他の職員

(2) 第43条の役員となった者

(3) 大会及び中央委員会の承認を得た者

(加入の手続き)

第7条 前条により資格を有する者は、加入届けに必要な事項を記入し中央執行委員長に届けなければならない。ただし、第13条の統制により処分を受けた者が再び加入しようとするときには、大会の承認を得なければならない。

(資格の取得)

第8条 組合員としての資格は、前条の手続きを経て組合員名簿に登録されたときより始まる。

(差別待遇の禁止)

第9条 組合員となる資格を有する者は、組合加入について差別されることはない。

(資格の疑義)

第10条 組合員の資格について疑義のあるときは、中央委員会で決める。

(脱退)

第11条 組合を脱退しようとする者は、脱退の理由を明記した届書を中央執行委員長に提出しなければならない。

- 2 中央執行委員長は、前項の届書を受理したときは直近の中央執行委員会に報告し、当該組合員を組合員名簿より削除するものとする。ただし、組合に債務その他義務があるときには、それらを履行した後でなければ脱退を認めない。

(資格の喪失)

第12条 組合員であつて次の各号に該当するときはその資格を失うものとする。

- (1) 第6条に適用されなくなったとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 組合を脱退したとき
- (4) 組合を除名されたとき

(統制)

第13条 組合員が次の各号の一に該当するときは、制裁が加えられる。

- (1) 第17条、第18条、第19条、第20条に規定する義務を履行しなかつたとき
- (2) 組合の統制をみだしたとき
- (3) 組合の名誉をき損したとき
- (4) その他、組合員に不利益を与えたと認められたとき

2 前項の統制の種類は、次のとおりとする。

- (1) 戒告
- (2) 権利の停止
- (3) 除名

3 前項の制裁は、戒告及び権利の停止については中央委員会において、除名については大会においてそれぞれ出席者の3分の2以上の直接無記名投票による議決によらなければならない。なお、その投票に関して必要な事項は、別に定める。

4 前項の会議においては、その組合員に対し自ら弁明する機会を与えるとともに、当該組合員の選んだ3人以内の組合員による弁護の機会を与えなければならない。

5 組合員の制裁を決議したときは、その理由を明らかにした書面をもって当該組合員に通知しなければならない。

第2節 組合員の権利と義務

(平等の原則)

第14条 組合員は、この規約によってすべて平等な権利を有し、義務を負う。

2 組合員はすべて、年齢、性別、職種、熟練の程度、勤続年数、国籍、社会的身分、思想、宗教、門地等により、組合員たる資格を奪われることはない。

(意見発表及び閲覧の自由)

第 15 条 組合員は、組合の各種機関の行動について報告を求め、規約の定めるところにより、自由な意思によって発言をなし評決することができる。また、別に定められた手続きを経て、会計簿及び証拠書類、機関会議の議事録等を閲覧することができる。

(選挙権及び被選挙権)

第 16 条 組合員はこの規約により、役員その他すべての代表に対する選挙権及び被選挙権を有する。

(遵守の義務)

第 17 条 組合員は、規約を遵守し、組合各機関の決定及び統制に従わなければならない。
(責任と利益)

第 18 条 組合員は、等しく第 5 条に規定された事業及び活動に協力する義務を負い、その利益を受ける。

(出席の義務)

第 19 条 組合員は、規約に定めのある会議に招集されたとき、これに出席し表決に参加する義務を負わなければならない。

(組合費納入の義務)

第 20 条 組合員は、加入の翌月より組合員の資格を喪失した月まで組合費を納入しなければならない。

第 3 章 支部

(支部)

第 21 条 組合は、独自の要求に基づく活動を進めるため、支部を置く。

(支部の種別)

第 22 条 前条の支部の種別は、次のとおりとする。

- (1) 上河内地域自治センターの行政区の組合員で構成するもの。
- (2) 河内地域自治センターの行政区の組合員で構成するもの。
- (3) 上記の地域自治センターの行政区以外の組合員で構成するもの。
- (4) 現業職の組合員で構成するもの。
- (5) その他必要に応じて組合員が構成するもの。

(分会)

第 23 条 第 22 条第 1 項第 1 号から 3 号の支部には、その組合員で構成する分会を置く。

(支部及び分会の構成及び運営)

第 24 条 この章に規定するもののほか、支部及び分会の構成並びに運営に関する必要な事項は別に定める。

第4章 組合の機関

第1節 機関

(機関の種類)

第25条 組合に次の機関を設ける。

- (1) 大会
- (2) 中央委員会
- (3) 中央執行委員会

第2節 大会

(大会の性格と構成)

第26条 大会は組合の最高決議機関であって、代議員及び役員をもって構成される。

2 定期大会は、毎年6月に中央執行委員長が招集する。

3 中央執行委員長は、次の各号の場合、30日以内に臨時大会を招集しなければならない。

- (1) 中央委員会が必要を認めたとき。
- (2) 組合員の3分の1以上が、会議の事項を示して開催を請求したとき。

4 大会の招集は、開会の日前5日までにその日時、場所及び議題を代議員に通知して行なうものとする。

(代議員)

第27条 代議員は分会を選出母体とし、その定数は当該分会の組合員10名に1人とする。なお、10名に満たない端数が6名以上の場合は1人を加える。また、当該分会の組合員数が10名未満の場合は1人とする。

(大会に附する事項)

第28条 大会に附する事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の改正に関する事項
- (2) 運動方針の決定及び年度計画に関する事項
- (3) 組合の解散又は合併に関する事項
- (4) 他団体に対する加入又は脱退に関する事項
- (5) 組合員の除名に関する事項
- (6) 組合費に関する事項
- (7) 予算及び決算に関する事項
- (8) 資産の管理又は処分並びに基金に関する事項
- (9) 役員の認証及び総辞職と不信任に関する事項
- (10) 労働協約に関する事項
- (11) 職業的に資格のある会計監査人の委嘱
- (12) 特別執行委員の選任
- (13) その他、前各号に規定するものの他必要な事項

第3節 中央委員会

(中央委員会)

第29条 中央委員会は大会に次ぐ機関であって、中央委員及び役員をもって構成し、必要に応じて中央執行委員長が招集する。ただし、中央委員の3分の1以上の者から請求があった場合、中央執行委員長は、速やかに招集しなければならない。

(中央委員会に附する事項)

第30条 中央委員会に附する事項は、次のとおりとする。

- (1) 運動方針に基づく活動計画の細目に関する事項
- (2) 補正予算に関する事項
- (3) 疑義を生じた規約の解釈に関する事項
- (4) この規約運営に必要な規則の制定及び改廃に関する事項
- (5) 労働協約により生じた諸協定に関する事項
- (6) 臨時組合費の徴収決定に関する事項
- (7) 副中央執行委員長及び執行委員の定数
- (8) 専従役員の決定
- (9) 中央委員及び役員の罷免に関する事項
- (10) その他、前各号に規定するものその他必要な事項

(中央委員)

第31条 中央委員は分会を選出母体とし、以下の各号の定数により選出される。

- (1) 当該分会の組合員50名に1人とする。なお、50名を超えてその端数が26名以上の場合には1人を加える。
- (2) 当該分会の組合員が50名未満の場合は、1人とする。
- 2 中央委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 中央委員の選出は、組合員の直接無記名投票により選出する。ただし、定数を超えないときは投票を省略することができる。
- 4 前項の規程により選出された中央委員は、当該分会の組合員でなくなったときは中央委員の資格を失うものとする。
- 5 中央委員の欠員を生じたときは、当該分会は直ちに補充しなければならない。その任期は、前任者の残任期間とする。

第4節 中央執行委員会

(中央執行委員会)

第32条 中央執行委員会は、組合の執行機関であって、大会及び中央委員会の議決事項の執行及び緊急事項の処理にあたり、監事を除く役員をもって構成し、中央執行委員長が隨時これを招集する。

第5節 機関の会議

(機関会議の運営)

第33条 第25条第1号、第2号、第3号の機関会議はすべて表決権を持つ構成員の過半数の出席がなければ成立しない。

第34条 前条に規定するもののほか、機関会議等の運営に関する必要な事項は別に定める。

第6節 書記局と専門部

(書記局)

第35条 組合業務を遂行し、事務を処理するために書記局を設ける。また、書記長が書記局を主宰する。

2 書記局に書記若干名をおき、書記の任免は中央執行委員会の議決をもって中央執行委員長がこれを行う。

3 書記は、書記長の指示のもと、業務を遂行し、事務を処理する。

4 前項に規定するもののほか、書記局の運営に関する必要な事項は別に定める。

(専門部)

第36条 組合の業務を専門的に実践するために、専門部をおくことができる。

2 前項に規定するもののほか、専門部設置及び運営に関する必要な事項は別に定める。

第5章 補助機関

(青年部)

第37条 組合は、補助機関として、独自の要求に基づく活動を進め、親睦を深め組合運動を強化するために補助機関として青年部を置く。

(構成)

第38条 青年部は、35歳以下の組合員で構成する。

(組合機関上の関係)

第39条 青年部は、組合機関の決定に従い行動し、その代表者は前条に定める条件を満たす役員がこれにあたるものとする。

2 青年部にあっては、当該役員がその任期中に前条の条件を欠いたとき、その執行部役員としての残任期間に限り、その代表者の職を継続することができる。

(委任)

第40条 この章の規定するもののほか青年部の運営に関する必要な事項は、別に定める。

第6章 役員

(役員の種類)

第41条 この会に次の役員をおく。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 中央執行委員長 | 1名 |
| (2) 副中央執行委員長 | 若干名 |
| (3) 書記長 | 1名 |
| (4) 財政局長 | 1名 |
| (5) 書記次長 | 1名 |
| (6) 中央執行委員 | 若干名 |
| (7) 特別中央執行委員 | 若干名 |
| (8) 監事 | 3名 |

(役員の職務)

第 42 条 中央執行委員長は組合を代表し、大会、中央委員会の決定に基づき、組合業務執行に関する一切の責任を負う。

- 2 副中央執行委員長は中央執行委員長を補佐し、中央執行委員長事故あるときはこれを代理する。
- 3 書記長は、書記局を統括し、これに対し責任を持つ。
- 4 財政局長は、組合の財務管理及び会計処理を行い、これに対し責任を持つ。
- 5 書記次長は書記長を補佐し、書記長事故あるときはこれを代理する。
- 6 中央執行委員は中央執行委員会の構成員として、組合の業務を分掌する。
- 7 監事は会計業務を監査し、年 1 回以上組合員に報告しなければならない。
- 8 特別中央執行委員は、大会、中央委員会の決定に基づき、業務に参加する。

(役員の選出)

第 43 条 役員（特別中央執行委員を除き）は、組合員の中から全組合員の直接無記名投票により選出する。また、役員（特別中央執行委員を除き）に欠員が生じた場合、補欠選挙を行う。

- 2 前項に規定する投票に関する事項は、別に定める。
- 3 特別中央執行委員は、大会の議決を経て、中央執行委員長が委嘱する。

(役員の任期)

第 44 条 役員の任期は、その年の定期大会から翌々年の定期大会までとする。ただし、再選を妨げない。

- 2 前条の 1 項の補欠選挙によって就任する役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員をやむを得ない事由により辞任しようとする場合は、中央執行委員会の承認を得なければならない。

第 7 章 表彰

(表彰)

第 45 条 組合員で、この会の発展に功労のあった者においては、定期大会及び中央委員会において、これを表彰することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、表彰に関する必要な事項は、中央執行委員会で定める。

第 8 章 財務

(収入)

第 46 条 組合の経費は、組合費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会計)

第 47 条 組合の一切の収入及び支出は、これを予算に計上しなければならない。但し、特に必要があるときは、特別会計を設けることができる。

(基金)

第 48 条 組合は、大会の議決を経て、特定の目的の資金を積み立てるため、基金を置くことができる。

- 2 基金への積立金額は、毎年度予算に計上しなければならない。
- 3 基金は、その目的以外にこれを処分することはできない。

(組合費及び臨時組合費)

第 49 条 組合費は、基本賃金（給与月額に差額給与を加えた金額）の月額 1000 分の 12 に自治労団体生命保険基本型の掛金を加えた金額とする。ただし、大会の議決により上限を定める。

- 2 長欠者、その他の事由により特に必要と認められた場合、組合費を免除することができる。
- 3 経費に不足が生じた場合、組合員に対し、臨時徴収金の必要性や金額の根拠を明らかにしたうえで、中央委員会の議決を経て臨時組合費を徴収することができる。
- 4 既納の組合費及び臨時組合費は、払い戻しをしない。ただし、組合員が脱退した場合において、組合費控除中止が事務処理上間に合わなかった場合を除く。

(資産の管理及び処分)

第 50 条 組合の資産の管理及び処分は、大会の議決を経て中央執行委員長がこれを行う。

(会計年度)

第 51 条 組合の会計年度は、毎年 4 月より翌年の 3 月に至る期間とする。

(会計報告)

第 52 条 組合のすべての財源及び使途、主たる寄付者の氏名、並びに現在の経理状況は、組合員によって委嘱された職業的資格のある会計監査人による正確であるとの証明書とともに、毎年 1 回大会に報告し承認を得なければならない。

(規則委任)

第 53 条 組合の財務管理及び会計経理に関する必要な事項は、別に定める。また、旅費については「旅費規程」を別に定める。

第 9 章 救援

(犠牲者救援)

第 54 条 組合は、組合の目的達成のための活動を通じて不利益及び損害を生じた組合員（以後、「犠牲者」という。）に対して、援助するものとする。

(救援の方法)

第 55 条 犠牲者の救援は、大会又は中央委員会の議決に基づいてこれを行なうものとし、その対象、内容及び方法などに関する必要な事項は、別に定める。

第10章 罷免

(役員の罷免)

第56条 組合員は、中央委員の場合には選出分会において4分の1以上の者の連署による罷免請求書（以下「請求書」という。）、また、役員の場合には組合員総数の4分の1以上の者の連署による請求書により、中央委員または役員の一部もしくは全部の罷免を請求することができる。

- 2 前項の請求書は、当該役員が中央執行委員長の場合は副中央執行委員長に、その他の場合（執行部解散請求を含む）は中央執行委員長に提出しなければならない。

(請求書の確定)

第57条 中央執行委員長（当該請求書が、前条第2項の規定により副中央執行委員長に提出された場合は副中央執行委員長とする。）は、前条の規定により請求書の提出があつた日から起算し、14日以内に中央委員会を招集しなければならない。

- 2 前項の規定により招集された中央委員会は、請求書を点検し、その効力を確定する。この場合において、中央委員会は必要と認めたときには、関係人に証言を求め、または、証拠等の提出を求めることができる。

(罷免の確定)

第58条 前条の規定により請求書の効力が確定し請求が成立したときは、中央執行委員長は、当該請求の効力を確定した日から起算して30日以内に、直接無記名投票を行わなければならない。

- 2 前項の投票において、組合員総数（罷免請求対象者が中央委員の場合は、当該分会の組合員総数とする。）の過半数が罷免に賛成であるときは、当該中央委員または役員は、投票日に遡って罷免されるものとする。
- 3 第1項の投票に関する事項は、別に定める。

第11章 他労働団体との関係

(他労働団体等への加入及び脱退)

第59条 他労働団体等へ加入又は脱退するときは、大会の議決後、全組合員の直接無記名投票により、組合員の過半数の同意を得なければならない。

- 2 前項の投票に関する必要な事項は、別に定める。

第12章 規約の改正及び解散

(規約の改正)

第60条 この規約を改正するときには、大会の議決を経た後、全組合員の直接無記名投票により、組合員の過半数の同意を得なければならない。

- 2 前項の投票に関する必要な事項は、別に定める。

(組合の解散及び合併)

第 61 条 組合を解散又は合併するときは、大会の議決を経た後、全組合員の直接無記名投票により、解散は、組合員の4分の3以上の同意、合併するときは組合員の3分の2以上の同意を得なければならない。

2 前項の投票に関する必要な事項は、別に定める。

第 13 章 補則

(規約委任)

第 62 条 この規約に定めのない事項で組合運営に必要な事項及びこの規約の執行に関して必要な事項は、中央委員会の議決を経て別に定める。

附則 1 (規約の施行)

この規約は、2007 年 3 月 31 日から施行する。

附則 2 (組合費の経過措置)

この規約の施行後の次の期間の組合費は、次のとおりとする。

2007 年 4 月 1 日から 2008 年 3 月 31 日までの組合費は、基本賃金（給与月額に差額給与を加えた金額）の月額 1000 分の 10 に自治労団体生命保険基本型の掛金を加えた金額とする。

2008 年 4 月 1 日から 2009 年 3 月 31 日までの組合費は、基本賃金（給与月額に差額給与を加えた金額）の月額 1000 分の 11 に自治労団体生命保険基本型の掛金を加えた金額とする。

附則 3 (会計年度の経過措置)

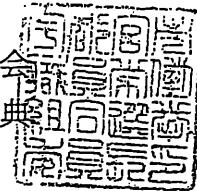
この規約の施行後の最初の会計年度は、規約施行日から 2008 年 3 月 31 日までとする。

宇都職労選委告示第6号

宇都宮市職員労働組合規約改正ともない、全組合員の直接無記名投票を次により行う。

2007年6月11日

宇都宮市職員労働組合選挙委員会
委員長 箕 輪 泰



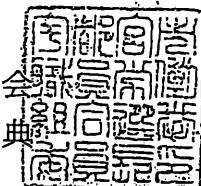
- | | |
|-----------|-------------------|
| 1 選挙の期日 | 2007年6月18日（月） |
| 2 投票時間 | 午前8時30分から午後5時15分 |
| 3 投票すべき事項 | 宇都宮市職員労働組合規約改正の賛否 |

宇都宮市職員労働組合規約改正の直接無記名投票の開票
字市職労選委告示第7号

2007年6月18日に行う宇都宮市職員労働組合規約改正の直接無記名投票の開票
は次により行う。

2007年6月11日

宇都宮市職員労働組合選挙委員会
委員長 箕輪泰典



1 日 時 2007年6月18日（金）午後6時00分

2 場 所 宇都宮市役所B1中会議室

宇都宮市職員労働組合選挙委員会告示第9号

2007年6月18日に行なった宇都宮市職員労働組合の規約改正の直接無記名投票の結果は、次のとおりである。

2007年6月22日

宇都宮市職員労働組合選挙委員会

委員長 箕 輪 泰



1 組合員総数 1,865名

2 過半数 933名

3 投票結果

(1)賛成票 1,519票

(2)反対票 31票

(3)無効票 3票